

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、阿波市が県下一の農業地域であり、多様化する消費者ニーズに対応できる農産物の生産に挑戦を続ける伝統ある「まち」としての誇りを持ち、市民の理解、協働、そして消費をも含めて築き上げられる本市の農業を前進させるという考え方に立ち、予算の範囲内において伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金(以下「補助金」という。)を市内の農業者等に対して交付するものとし、交付については、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び事業実施主体並びに補助率又は補助額は、別表第1に定めるとおりとし、当該事業の内容、補助金の交付の対象となる経費及び事業の実施基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の場合において、必要に応じ申請の内容を変更し、又は条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときは、その条件を伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)によって、事業実施主体に通知する。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して15日

を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更申請の対象となる補助事業の変更は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の額の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、補助対象事業費全体の2割を超える変更

(予定期間に完了しないとき等の報告及び指示)

第7条 事業実施主体は、補助事業が予定期間に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業成績書(様式第7号)

(2) 収支精算書(様式第8号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に対して伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)により通知する。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、補助事業完了前においても、市長が必要と認めるときは、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部を前払により交付することができる。

(検査等)

第11条 市長及び監査委員は、事業実施主体に対し必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示又は補助金の交付決定に付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の執行方法が不相当と認めたとき。
- (4) 精算額が予算額に比して減少したとき。
- (5) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正行為があったとき。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の見直し)

- 2 市長は、この告示の施行後において、この告示の施行状況及び社会経済情勢の変化等を勘案し、第2条の補助金の交付対象事業の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(この告示の効力)

- 3 この告示は、第3次農業振興計画が開始される日に限り、その効力を失う。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

阿波市長 様

所在地
名 称
代表者氏名

㊟

年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付申請書

年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業を別紙のとおり実施したいので、伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

様式第2号（第3条関係）

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

（1）事業の内容

（2）経費の配分

（単位：円）

区 分	総事業費					備考
		県 費	市 費	農 協	その他	

3 事業完了予定年月日

様式第3号（第3条関係）

収支予算書

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

阿波市長

印

年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年
度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金については、伝統・挑戦・
活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり
交付します。

1 交付決定額 金 円

2 条件

伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

阿波市長 様

所在地
名 称
代表者氏名 ⑩

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業 内容の変更 ⑩
に要する経費の配分の変更 ⑩
の承認を受けたいので、伝統・
の中止（廃止）

挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次の
とおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業
- 2 補助金の交付の指令番号及び補助金交付決定額
年 月 日付け阿波市指令第 号
金 円
- 3 変更交付申請額 金 円
- 4 変更（中止・廃止）の理由
- 5 関係書類
(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
(2) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

阿波市長 様

所在地
名 称
代表者氏名 ㊟

年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により、交付決定通知のありました
伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業を別紙のとおり実施しましたので、
伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、
その実績を報告します。

様式第7号(第8条関係)

事業成績書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

(単位:円)

区 分	総事業費					備考
		県 費	市 費	農 協	その他	

3 事業完了年月日

様式第 8 号(第 8 条関係)

収支精算書

1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

阿波市長



年度伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定したこの補助金については、伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり確定しました。

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

